

令和6年能登半島地震 被災された皆さまへ

支援制度のお知らせ



能登半島地震によって被災されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。一刻も早く元の暮らしを取り戻されますよう、支援制度をご紹介します。



り さい

罹災証明書・被災証明書などの申請

被災した方の申請に基づき証明書を発行します(各種申請に必要な場合があります)。

- ①罹災証明書：住家(アパートなどの借家を含む)
- ②被災届出証明書：住家以外の建物・動産(車両や家財)など
- ③被災証明書(事業者)：店舗、事業所、工場、設備など
- ④被災証明書(農・漁業者)：農作物、施設、設備など

問い合わせ ①②税務課 ☎24・8032 ③商工労働課
☎24・8074 ④農林水産課 ☎24・8080

自宅に住めない場合の賃貸型応急住宅

住居の全壊などにより、居住する住宅の確保が困難となった方は、民間賃貸住宅を一時的な住まいとして利用できます。利用条件や入居期間の基準など、まずはお問い合わせください。

問い合わせ 建築住宅課 ☎24・8095

被災者生活再建支援制度

住宅の被害の程度や再建の方法に応じて、支援金を支給します。全壊～半壊など被害状況に応じて支援金の額が異なりますので、まずはお問い合わせください。

問い合わせ ふれあい福祉課 ☎24・8051

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付

当面の生活費を必要とする被災者世帯へ、生活福祉資金を貸し出します。詳しくはお問い合わせください。

限度額 原則1世帯あたり10万円(1回限り)※条件によって20万円の貸し付けも可

問い合わせ 小松市社会福祉協議会 ☎21・8555

被災住宅の応急修理制度

大規模半壊～準半壊の被害を受けた住宅の屋根、居室、台所、トイレなどの応急的な修理を支援します。

限度額 1世帯あたり70万6千円以内(準半壊は34万3千円以内)※限度額を超える費用や対象外の部分の費用は自己負担

工事完了報告期限 12月31日(火)

問い合わせ 建築住宅課 ☎24・8106

被災住宅の緊急の修理

屋根などに被害を受けた住宅に、雨漏り予防のブルーシートなどをかける費用を支援します。

限度額 1世帯あたり5万円

工事完了報告期限 2月29日(木)

問い合わせ 建築住宅課 ☎24・8106

学用品の支給

住家が全壊または半壊し、学用品が使用出来なくなり就学上支障のある児童・生徒に学用品を支給します。

申請先 通学する小・中学校、小松市立高校

問い合わせ 学校教育課 ☎24・8122 小松市立高校 ☎47・2910

市外からの広域避難

市外から避難している方の問い合わせを平日9時から17時に受け付けます。お気軽にご連絡ください。

問い合わせ 広域避難者対応チーム ☎24・8154

